

令和元年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

呉 市

# 目 次

## 1 令和元年度健全化判断比率報告書

(1) 総括表	1
(2) 実質赤字比率	2
(3) 連結実質赤字比率	3
(4) 実質公債費比率	4
(5) 将来負担比率	5

## 2 令和元年度資金不足比率報告書

(1) 総括表	6
(2) 法適用企業	7
(3) 法非適用企業	8

# 1 令和元年度健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を次のとおり報告する。

## (1) 総括表

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
01年度決算	—	—	9.3	74.4
30年度決算	—	—	10.5	86.6
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」としている。

## 【参考】比率の概要

区 分	概 要
<b>実質赤字比率</b> (一般会計等の実質赤字の比率)	市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の資金不足額（いわゆる赤字額）を標準財政規模（市の一般財源の標準的な規模をいう。以下同じ。）の額で除したもの
<b>連結実質赤字比率</b> (全ての会計の実質赤字の比率)	市の全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体の歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模の額で除したもの
<b>実質公債費比率</b> (公債費等の比重を示す比率)	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除したものの過去3か年の平均値
<b>将来負担比率</b> (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したもの

## (2) 実質赤字比率

### ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実質収支額		比較 E-F
					01年度 E (C-D)	30年度 F	
一般会計	108,933,186	107,284,422	1,648,764	677,512	971,252	2,727,510	△ 1,756,258
公園墓地事業	2,436	2,436	0	0	0	0	0
地域下水道事業	15,318	13,454	1,864	0	1,864	1,812	52
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	200,775	49,396	151,379	151,379	0	0	0
合計	109,151,715	107,349,708	1,802,007	828,891	973,116	2,729,322	△ 1,756,206

(単位：千円)

イ 標準財政規模	55,185,392	55,502,958	△ 317,566
うち、臨時財政対策債発行可能額	3,131,645	3,853,364	△ 721,719

(単位：%)

ウ 実質赤字比率	—	—	—
(参考：実質収支比率)	(1.76)	(4.91)	(△ 3.15)

注) 実質赤字額がない場合は、「—」としている。

#### 【算定方法】

$$\text{実質赤字比率 } \text{ウ} = \frac{\text{アのE欄の合計 (※マイナスの場合のみ)}}{\text{イ}}$$

### (3) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	01年度 A	30年度 B	比較 (A-B)
ア 一般会計等の実質収支額	973,116	2,729,322	△ 1,756,206
イ 特別会計の実質収支額	811,451	989,204	△ 177,753
国民健康保険事業（事業勘定）特別会計	417,508	574,783	△ 157,275
国民健康保険事業（直診勘定）特別会計	0	0	0
後期高齢者医療事業特別会計	170,352	161,781	8,571
介護保険事業（保険勘定）特別会計	223,090	248,425	△ 25,335
介護保険事業（サービス勘定）特別会計	0	0	0
駐車場事業特別会計	501	4,215	△ 3,714
ウ 公営企業会計等の資金不足額又は資金剰余額	3,972,267	3,815,228	157,039
病院事業会計	137,222	159,461	△ 22,239
水道事業会計	1,972,155	1,854,731	117,424
工業用水道事業会計	870,681	773,964	96,717
下水道事業会計	991,919	1,026,109	△ 34,190
集落排水事業特別会計	0	0	0
地方卸売市場事業特別会計	269	963	△ 694
野呂高原ロッジ事業特別会計	0	0	0
港湾整備事業特別会計	21	0	21
内陸土地造成事業特別会計	0	0	0
臨海土地造成事業特別会計	0	0	0
合 計 (ア+イ+ウ)	5,756,834	7,533,754	△ 1,776,920

(単位：千円)

エ 標準財政規模	55,185,392	55,502,958	△ 317,566
----------	------------	------------	-----------

(単位：%)

オ 連結実質赤字比率	—	—	—
(参考：連結実質収支比率)	(10.43)	(13.57)	(△ 3.14)

注) 連結実質赤字額がない場合は、「—」としている。

#### 【算定方法】

$$\text{連結実質赤字比率 オ} = \frac{\text{ア+イ+ウ(マイナスの場合のみ)}}{\text{エ}}$$

#### (4) 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	01年度 A	30年度 B	比較 (A-B)
ア 元利償還金 (公債費充当一般財源等額)	11,578,641	11,343,944	234,697
イ 準元利償還金	1,862,344	2,877,226	△ 1,014,882
満期一括償還地方債に係る年度割相当額	0	0	0
公営企業債の元利償還金に対する繰入金	1,767,644	1,844,404	△ 76,760
組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等	0	0	0
債務負担行為に基づく支出額 (公債費に準ずるもの)	92,619	1,031,794	△ 939,175
一時借入金の利子	2,081	1,028	1,053
合 計 (ア+イ)	13,440,985	14,221,170	△ 780,185
ウ 基準財政需要額に算入された公債費	8,250,395	8,148,927	101,468
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (元利償還分)	7,455,917	7,202,373	253,544
事業費補正に係る基準財政需要額 (元利償還分)	785,888	937,954	△ 152,066
密度補正に係る基準財政需要額 (元利償還分)	8,590	8,600	△ 10
エ 基準財政需要額に算入された準公債費	1,638,316	1,626,273	12,043
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還分)	845,848	861,425	△ 15,577
事業費補正に係る基準財政需要額 (準元利償還分)	763,964	736,274	27,690
密度補正に係る基準財政需要額 (準元利償還分)	28,504	28,574	△ 70
合 計 (ウ+エ)	9,888,711	9,775,200	113,511

(単位：千円)

オ 標準財政規模	55,185,392	55,502,958	△ 317,566
----------	------------	------------	-----------

(単位：%)

カ 実質公債費比率 (単年度数値)	7.8	9.7	△ 1.9
-------------------	-----	-----	-------

(参考：29年度 10.4, 28年度 11.5)

実質公債費比率 (3か年平均)	9.3	10.5	△ 1.2
-----------------	-----	------	-------

#### 【算定方法】

$$\text{実質公債費比率 (単年度数値) カ} = \frac{(\text{ア+イ}) - (\text{ウ+エ}) \text{ 【3,552,274千円】}}{\text{オ} - (\text{ウ+エ}) \text{ 【45,296,681千円】}}$$

※【 】は令和元年度数値

## (5) 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	01年度 A	30年度 B	比較 (A-B)
ア 将来負担額	169,662,132	173,545,954	△ 3,883,822
一般会計等に係る地方債の現在高	123,859,259	124,834,686	△ 975,427
債務負担行為に基づく支出予定額 (斎場整備事業)	533,403	617,842	△ 84,439
公営企業債等繰入見込額 (下水道事業会計繰出分, 阿賀マリノ一般会計支援分等)	28,057,323	30,260,097	△ 2,202,774
組合等負担等見込額	0	0	0
退職手当負担見込額 (市長事務局, 教育委員会, 消防等)	16,499,059	17,105,608	△ 606,549
設立法人の負債額等負担見込額 (土地開発公社負債額等)	713,088	727,721	△ 14,633
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
イ 将来負担額の控除財源	135,941,045	133,927,784	2,013,261
充当可能基金 (財政調整基金, 減債基金等)	13,943,936	13,718,665	225,271
充当可能な特定歳入 (都市計画税, 住宅使用料等)	15,068,973	15,521,979	△ 453,006
基準財政需要額算入見込額	106,928,136	104,687,140	2,240,996
ウ 標準財政規模	55,185,392	55,502,958	△ 317,566
エ 算入公債費等の額	9,888,711	9,775,200	113,511

(単位：%)

オ 将来負担比率	74.4	86.6	△ 12.2
----------	------	------	--------

### 【算定方法】

$$\text{将来負担比率 } \text{オ} = \frac{\text{ア} - \text{イ} \quad \text{【33,721,087千円】}}{\text{ウ} - \text{エ} \quad \text{【45,296,681千円】}}$$

※【 】は令和元年度数値

## 2 令和元年度資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、資金不足比率を次のとおり報告する。

### (1) 総括表

(単位：%)

区 分	法適用企業			
	病 院 事 業	水 道 事 業	工 業 用 水 道 事 業	下 水 道 事 業
01 年 度 決 算	—	—	—	—
30 年 度 決 算	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0			

注) 資金不足額がない場合は、「—」としている。

(単位：%)

区 分	法非適用企業					
	宅地造成事業以外				宅地造成事業	
	集 落 排 水 事 業	地 方 卸 売 市 場 事 業	野 呂 高 原 ロ ッ ジ 事 業	港 湾 整 備 事 業	内 陸 土 地 造 成 事 業	臨 海 土 地 造 成 事 業
01 年 度 決 算	—	—	—	—	—	—
30 年 度 決 算	—	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0					

注) 資金不足額がない場合は、「—」としている。

### 【参考】比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支に当たる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したもの

## (2) 法適用企業

### (ア) 資金不足額

(単位：千円)

会計名	流動負債額 A	算入地方債 の現在高 B	流動資産額 C	解消可能 資金不足額 D	資金不足額又は資金剰余額		比較 E-F
					01年度 E (A+B-C-D)	30年度 F	
病院事業	55,789	0	193,011	0	△ 137,222	△ 159,461	22,239
水道事業	544,969	0	2,517,124	0	△ 1,972,155	△ 1,854,731	△ 117,424
工業用水道事業	152,961	0	1,023,642	0	△ 870,681	△ 773,964	△ 96,717
下水道事業	794,318	93,000	1,879,237	0	△ 991,919	△ 1,026,109	34,190

注1) 流動負債は、建設改良費等の財源に充てるための企業債等の控除額を除く。

注2) 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。

### (イ) 事業の規模

(単位：千円)

会計名	営業収益の額 G	受託工事 収益の額 H	事業の規模		比較 I-J
			01年度 I (G-H)	30年度 J	
病院事業	489,561	0	489,561	506,582	△ 17,021
水道事業	5,032,263	108,475	4,923,788	4,836,870	86,918
工業用水道事業	555,357	0	555,357	521,185	34,172
下水道事業	4,501,342	0	4,501,342	4,361,857	139,485

### (ウ) 資金不足比率

(単位：%)

会計名	01年度 K	30年度 L	比較 K-L
病院事業	—	—	—
水道事業	—	—	—
工業用水道事業	—	—	—
下水道事業	—	—	—

注) 資金不足額がない場合は、「—」としている。

#### 【算定方法】

$$\text{資金不足比率 (ウ)} = \frac{\text{E (プラスの場合のみ)}}{\text{I}}$$

### (3) 法非適用企業

#### ア 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業

##### (ア) 資金不足額

(単位：千円)

会計名	歳出額 A	算入地方債 の現在高 B	歳入額 C	解消可能 資金不足額 D	資金不足額又は資金剰余額		比較 E-F
					01年度 E (A+B-C-D)	30年度 F	
集落排水事業	604,937	0	604,937	0	0	0	0
地方卸売市場事業	71,377	0	71,646	0	△ 269	△ 963	694
野呂高原ロッジ事業	45,005	0	45,005	0	0	0	0
港湾整備事業	921,079	0	921,100	0	△ 21	0	△ 21

注) 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

##### (イ) 事業の規模

(単位：千円)

会計名	営業収益の額 G	受託工事 収益の額 H	事業の規模		比較 I-J
			01年度 I (G-H)	30年度 J	
集落排水事業	52,260	0	52,260	50,008	2,252
地方卸売市場事業	70,496	0	70,496	75,041	△ 4,545
野呂高原ロッジ事業	70,019	0	70,019	61,174	8,845
港湾整備事業	482,011	0	482,011	467,071	14,940

##### (ウ) 資金不足比率

(単位：%)

会計名	01年度 K	30年度 L	比較 K-L
集落排水事業	—	—	—
地方卸売市場事業	—	—	—
野呂高原ロッジ事業	—	—	—
港湾整備事業	—	—	—

注) 資金不足額がない場合は、「—」としている。

#### 【算定方法】

$$\text{資金不足比率 (ウ)} = \frac{\text{E (プラスの場合のみ)}}{\text{I}}$$

イ 宅地造成事業を行う法非適用企業

(ア) 資金不足額

(単位：千円)

会計名	歳出額 A	算入地方債の 現在高 B	歳入額 C	土地収入 見込額 D	解消可能 資金不足額 E	計 F (A+B-C-D-E)
内陸土地造成事業	9,747	0	9,747	172,587	0	△ 172,587
臨海土地造成事業	3,118,881	0	3,125,497	4,592,128	0	△ 4,598,744

注1) 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2) 土地収入見込額は、完成後売出しを開始している土地について、帳簿価格と時価を比較し、いずれか低い額を計上している。

(単位：千円)

会計名	地方債残高 G	長期 借入額 H	計 I (G+H)	資金不足額又は資金剰余額		比較 J-K
				01年度 J	30年度 K	
内陸土地造成事業	459,200	0	459,200	0	0	0
臨海土地造成事業	10,499,000	0	10,499,000	0	0	0

(イ) 事業の規模

(単位：千円)

会計名	事業の規模		比較 L-M
	01年度 L	30年度 M	
内陸土地造成事業	459,200	468,000	△ 8,800
臨海土地造成事業	10,499,000	13,566,000	△ 3,067,000

(ウ) 資金不足比率

(単位：%)

会計名	01年度 N	30年度 O	比較 N-O
内陸土地造成事業	—	—	—
臨海土地造成事業	—	—	—

注) 資金不足比率がない場合は、「—」としている。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率 (ウ)} = \frac{\text{J (プラスの場合のみ)}}{\text{L}}$$

【資料】

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	公園墓地事業特別会計				
		地域下水道事業特別会計				
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業（事業勘定）特別会計	資金不足比率（会計ごとに算定）			
		国民健康保険事業（直診勘定）特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
		介護保険事業（保険勘定）特別会計				
		介護保険事業（サービス勘定）特別会計				
		駐車場事業特別会計				
	法適用企業	病院事業会計				
		水道事業会計				
		工業用水道事業会計				
		下水道事業会計				
	公営企業に係る会計	法非適用企業		集落排水事業特別会計		
				地方卸売市場事業特別会計		
				野呂高原ロジック事業特別会計		
				港湾整備事業特別会計		
				内陸土地造成事業特別会計		
臨海土地造成事業特別会計						
一部事務組合及び広域連合等	広島県後期高齢者医療広域連合					
地方公社・第三セクター等	呉市土地開発公社， 広島県信用保証協会， (一財)呉海員会館， 齋島汽船(株)					

【中核市】平成30年度 財政指標一覧表

(単位:%)

番号		都 市 名	実質赤字 比 率	実質連結 赤字比率	順 位	実質公債 費 比 率	順 位	将来負担 比 率
1	北海道	函館市	—	—	38	8.1	33	57.2
2	北海道	旭川市	—	—	36	7.8	47	89.5
3	青森県	青森市	—	—	54	15.2	49	97.5
4	青森県	八戸市	—	—	41	9.3	52	128.9
5	岩手県	盛岡市	—	—	42	9.5	36	63.1
6	秋田県	秋田市	—	—	43	9.6	43	76.9
7	福島県	福島市	—	—	6	1.1	21	18.2
8	福島県	郡山市	—	—	21	5.0	1	—
9	福島県	いわき市	—	—	37	7.9	20	17.4
10	栃木県	宇都宮市	—	—	23	5.3	1	—
11	群馬県	前橋市	—	—	40	8.2	38	64.9
12	群馬県	高崎市	—	—	27	5.8	27	37.1
13	埼玉県	川越市	—	—	23	5.3	39	68.9
14	埼玉県	川口市	—	—	29	6.1	14	3.9
15	埼玉県	越谷市	—	—	32	7.2	22	23.9
16	千葉県	船橋市	—	—	5	0.0	18	15.7
17	千葉県	柏市	—	—	12	2.9	1	—
18	東京都	八王子市	—	—	2	△ 0.6	1	—
19	神奈川県	横須賀市	—	—	30	6.4	26	36.5
20	富山県	富山市	—	—	43	9.6	51	118.9
21	石川県	金沢市	—	—	31	7.1	35	58.6
22	長野県	長野市	—	—	9	2.1	29	44.0
23	岐阜県	岐阜市	—	—	20	4.7	1	—
24	愛知県	豊橋市	—	—	17	3.8	32	49.9
25	愛知県	岡崎市	—	—	1	△ 1.2	1	—
26	愛知県	豊田市	—	—	14	3.1	1	—
27	滋賀県	大津市	—	—	7	1.2	15	6.8
28	大阪府	豊中市	—	—	18	4.0	13	1.2
29	大阪府	高槻市	—	—	2	△ 0.6	1	—
30	大阪府	枚方市	—	—	4	△ 0.5	1	—
31	大阪府	八尾市	—	—	27	5.8	19	16.1
32	大阪府	東大阪市	—	—	21	5.0	16	6.9
33	兵庫県	姫路市	—	—	16	3.6	1	—
34	兵庫県	尼崎市	—	—	51	12.9	45	88.2
35	兵庫県	明石市	—	—	11	2.8	25	28.1
36	兵庫県	西宮市	—	—	12	2.9	17	8.6
37	奈良県	奈良市	—	—	50	11.9	53	152.9
38	和歌山県	和歌山市	—	—	49	11.7	50	118.2
39	鳥取県	鳥取市	—	—	47	10.8	36	63.1
40	島根県	松江市	—	—	52	13.9	48	90.8
41	岡山県	倉敷市	—	—	23	5.3	30	47.9
42	広島県	呉市	—	—	46	10.5	44	86.6
43	広島県	福山市	—	—	8	1.4	1	—
44	山口県	下関市	—	—	45	9.8	46	89.4
45	香川県	高松市	—	—	38	8.1	41	73.4
46	愛媛県	松山市	—	—	33	7.5	34	58.2
47	高知県	高知市	—	—	53	14.6	54	165.9
48	福岡県	久留米市	—	—	15	3.3	24	27.9
49	長崎県	長崎市	—	—	34	7.6	40	69.5
50	長崎県	佐世保市	—	—	19	4.6	1	—
51	大分県	大分市	—	—	23	5.3	28	42.3
52	宮崎県	宮崎市	—	—	34	7.6	30	47.9
53	鹿児島県	鹿児島市	—	—	10	2.3	22	23.9
54	沖縄県	那覇市	—	—	48	11.5	42	74.2
平 均			—	—		6.2		58.5

## 【県内市】平成30年度 財政指標一覧表

(単位:%)

番号	都市名	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	順位	実質公債 費比率	順位	将来負担 比率
1	広島市	-	-	11	13.1	14	190.4
2	呉市	-	-	10	10.5	10	86.6
3	竹原市	-	-	8	9.0	7	58.4
4	三原市	-	-	6	6.7	5	36.5
5	尾道市	-	-	5	6.4	4	34.7
6	福山市	-	-	2	1.4	1	-
7	府中市	-	-	9	9.2	9	69.2
8	三次市	-	-	7	7.0	6	51.9
9	庄原市	-	-	13	14.4	12	120.7
10	大竹市	-	-	14	16.6	13	167.8
11	東広島市	-	-	1	0.3	1	-
12	廿日市市	-	-	3	5.6	8	64.4
13	安芸高田市	-	-	12	14.2	11	92.0
14	江田島市	-	-	4	6.0	3	10.4
平均		-	-	/	8.6	/	70.2

令和元年度

呉市健全化判断比率及び資金不足比率

審査意見書

呉市監査委員



呉 監 第 116 号  
令和 2 年 8 月 21 日

呉市長  
新 原 芳 明 様

呉市監査委員

奥 野 彰  
沖 本 恭 治  
井手畑 隆 政



令和元年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見につ  
いて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の  
規定により、審査に付された令和元年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率  
並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、別紙のとおり意見  
を決定したので提出します。

# 目 次

## 令和元年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の概要	1
第4	審査の結果	1
1	健全化判断比率	2
(1)	健全化判断比率の状況	2
ア	実質赤字比率	2
イ	連結実質赤字比率	2
ウ	実質公債費比率	3
エ	将来負担比率	4
(2)	是正改善を要する事項	5
2	資金不足比率	6
(1)	資金不足比率の状況	6
(2)	是正改善を要する事項	6

# 令和元年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率（以下「健全化判断比率」と総称する。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和2年7月10日から8月13日まで

## 第3 審査の概要

この審査は，市長から提出された令和元年度（以下「当年度」という。）の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として，呉市監査基準に準拠して実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも法令に適合し，かつ，正確に作成されているものと認めた。

なお，各比率の状況及び審査意見並びに是正改善を要する事項は，次のとおりである。

## 1 健全化判断比率

### (1) 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の状況は、第1表のとおりである。

第1表 健全化判断比率の状況

区 分	(単位 %)			
	R 1 年 度	H 30 年 度	増 減	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25
実質公債費比率	9.3	10.5	△ 1.2	25.0
将来負担比率	74.4	86.6	△ 12.2	350.0

(注) 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示している。

2 各比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

#### ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等（一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、公園墓地事業特別会計及び地域下水道事業特別会計をいう。以下同じ。）について、歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模（標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいう。以下同じ。）で除したものである。

当年度の一般会計等の実質収支額は973,116千円の黒字となっており、対象となる全ての会計においても、実質赤字額は発生していない。

引き続き、健全な財政運営の確保に努められたい。

#### イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等に公営事業会計（16会計）を合わせた全会計（20会計）の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模で除したものである。

当年度の連結実質収支額は5,756,834千円の黒字となっており、対象となる全ての会計においても、実質赤字額は発生していない。

引き続き、健全な財政運営の確保に努められたい。

## ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない公債費の返済額から返済に充当した特定財源を控除した経費（以下「元利償還金」という。）及びこれに準じた経費（以下「準元利償還金」という。）を標準財政規模を基本とした額で除したものの過去3か年の平均値である。

当年度の実質公債費比率は9.3%で、前年度に比べ1.2ポイント低下し、早期健全化基準（25.0%）を下回っている。

ここで、当年度の実質公債費比率の算定基礎は平成29年度から当年度までの数値であり、平成30年度の算定基礎は平成28年度から平成30年度までの数値であることから、重複していない当年度と平成28年度の数値を単年度で比較してみると、第2表のとおりである。

第2表 単年度数値の比較表

(単位 千円, %)

区 分	R 1 年 度	H 28 年 度	増 減	増減率	
元利償還金	11,578,641	12,316,645	△ 738,004	△ 6.0	
準元利償還金	1,862,344	3,230,314	△ 1,367,970	△ 42.3	
合 計 (A)	13,440,985	15,546,959	△ 2,105,974	△ 13.5	
基準財政需要額に算入された公債費	8,250,395	8,411,713	△ 161,318	△ 1.9	
基準財政需要額に算入された準公債費	1,638,316	1,729,105	△ 90,789	△ 5.3	
合 計 (B)	9,888,711	10,140,818	△ 252,107	△ 2.5	
標準財政規模 (C)	55,185,392	57,232,790	△ 2,047,398	△ 3.6	
(A) - (B)	3,552,274	5,406,141	△ 1,853,867	△ 34.3	
(C) - (B)	45,296,681	47,091,972	△ 1,795,291	△ 3.8	
実質公債費比率 (単年度数値)	$\frac{(A) - (B)}{(C) - (B)}$	7.8	11.5	△ 3.7	-
実質公債費比率 (3か年平均)	9.3	11.3	△ 2.0	-	

当年度は、平成28年度に比べ、実質公債費比率の単年度数値が3.7ポイント低下している。

この主な要因は、普通交付税等の減により標準財政規模が2,047,398千円減少し、分母（(C)-(B)）で1,795,291千円（3.8%）、準元利償還金が

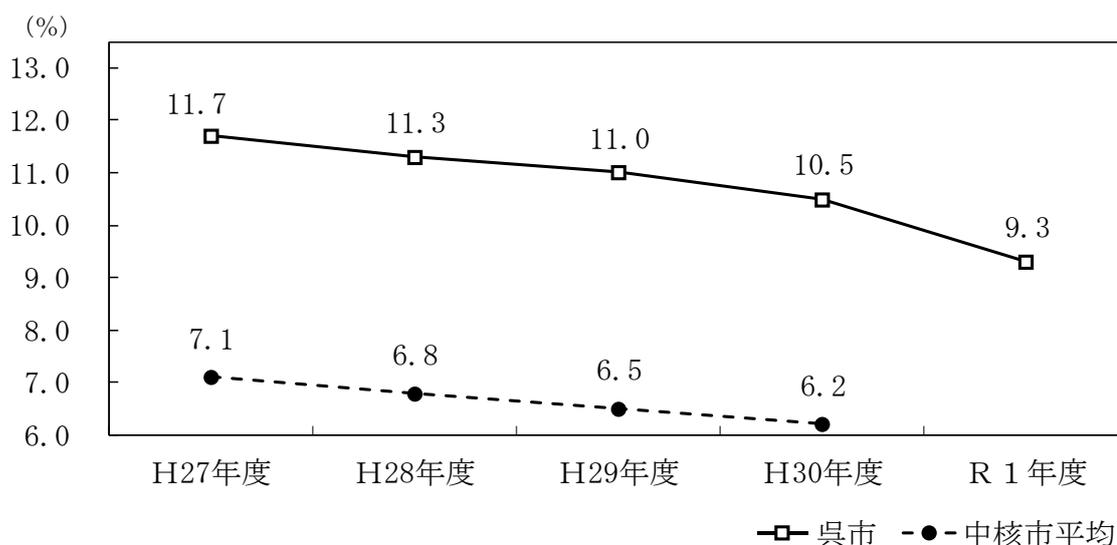
1,367,970千円減少し、分子（(A)-(B)）で1,853,867千円（34.3%）それぞれ減少したものの、分子の減少割合が分母の減少割合を上回ったことによるものである。

これにより、前述のとおり、実質公債費比率（3か年平均）も低下しているものの、前年度の数値を中核市平均と比較してみると4.3ポイント上回っている。

今後も、地方債の借入れには慎重を期し、健全な財政運営の確保に努められたい。

参考までに、実質公債費比率の最近5年間の推移は、第1図のとおりである。

第1図 実質公債費比率の推移



#### エ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額（将来負担額）を把握し、その額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したものである。

当年度の将来負担比率は74.4%で、前年度に比べ12.2ポイント下回っており、早期健全化基準（350.0%）も下回っている。

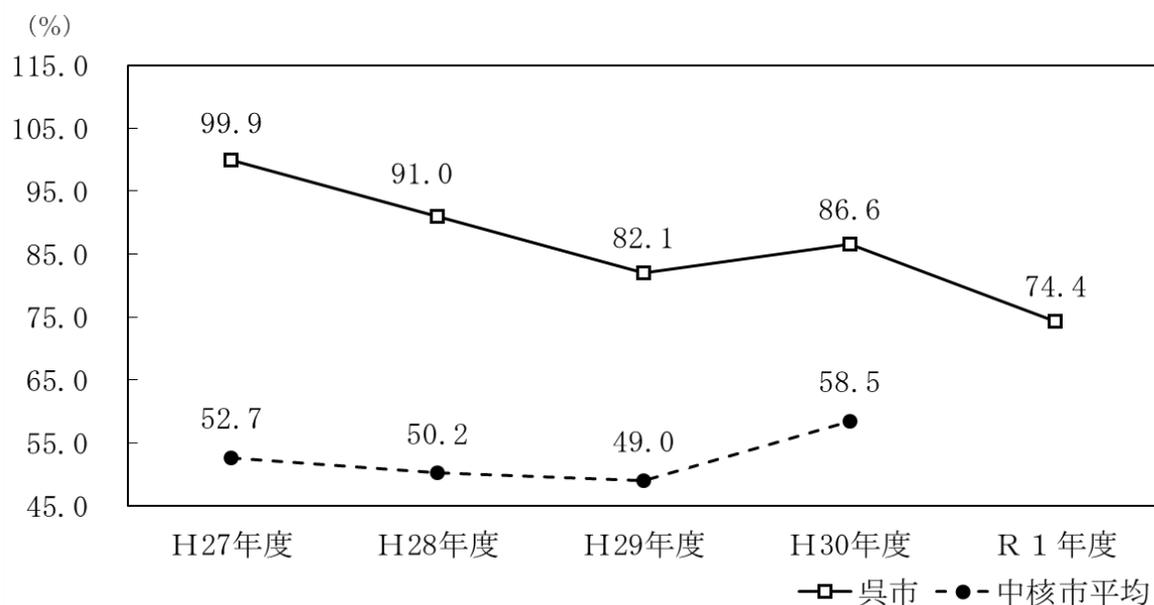
この主な要因は、将来負担額として計上される公営企業債等繰入見込額

が2,202,774千円減少し、将来負担額の控除財源である基準財政需要額算入見込額が2,240,996千円増加したことにより、実質的な将来負担額が前年度に比べ5,897,083千円（14.9%）減少したことによるものである。

しかし、前年度の数値を中核市平均と比較してみると28.1ポイント上回っていることから、引き続き、健全な財政運営の確保に努められたい。

参考までに、将来負担比率の最近5年間の推移は、第2図のとおりである。

第2図 将来負担比率の推移



(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 2 資金不足比率

### (1) 資金不足比率の状況

資金不足比率の状況は、第3表のとおりである。

第3表 資金不足比率の状況

区 分		R 1 年 度	H 30 年 度	経営健全 化 基 準
法 適 用 企 業	病 院 事 業 会 計	—	—	%
	水 道 事 業 会 計	—	—	
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	
	下 水 道 事 業 会 計	—	—	
法 非 適 用 企 業	宅地造成 事業以外	集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	20.0
		地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—	
		野 呂 高 原 ロ ッ ジ 事 業 特 別 会 計	—	
		港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	
	宅地造成 事 業	内 陸 土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	
		臨 海 土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	

(注) 1 資金不足額がない場合は、「—」で表示している。

2 経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

資金不足比率は、一般会計等の実質収支に当たる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

対象となる公営企業10会計において、資金不足額は発生していない。

その上、当年度の資金剰余額は、法適用企業では病院事業会計が137,222千円、水道事業会計が1,972,155千円、工業用水道事業会計が870,681千円、下水道事業会計が991,919千円となっており、法非適用企業では地方卸売市場事業特別会計が269千円、港湾整備事業特別会計が21千円となっている。

しかし、下水道事業会計を始め、多くの会計で一般会計からの繰入金等があり、法非適用企業においては、当該繰入れにより収支均衡を図っているものもある。

については、当該繰入金等の減少を図るなど、一層、健全な財政運営の確保に努められたい。

### (2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。